

1 校内で感染者・疑似患者発生 → すぐに保健室に行かせること。

<健康観察項目> □風邪症状 □37.5℃以上の発熱が4日以上続く(解熱剤を飲み続けなければならない状況を含む)
□乾いた咳 □倦怠感 □息苦しさ(呼吸困難)

2 保健室での対応 担任・養護教諭

- ① 来室者への問診・バイタルサインのチェック
風邪症状・4日以上続く37.5℃以上の発熱・乾いた咳・息苦しさなど
□マスク着用 □体温測定 □他の生徒との隔離(別室確保)
□問診(家族の健康状態・濃厚接触・旅行歴等を含む)
- ② 学級担任へ連絡する。
- ③ 総合的に判断(校長・教頭及び校医と協議)する。

※濃厚接触とは

家族、クラス、部活動、JR通学、バスなどで、患者と約2m以内で接触があった者。

学校医

加台木温泉病院 Tel 62-0001
(山下先生)

3 学級担任

- ① 養護教諭と連絡後、保護者へ連絡し、最寄りの保健所を通じて指定医療機関受診を勧める。
□生徒の健康状態を連絡
□下校方法の確認
□受診と結果報告のお願い
- ② 校長・教頭へ連絡する。
□状況報告
- ③ 健康観察を強化する。
□出席生徒の健康状態の把握
□欠席生徒の健康状態の把握
□濃厚接触者の把握

4 校長・教頭

- ① 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、学校医へ連絡する。
- ② 始良保健所(Tel.44-7956)へ、感染者または疑似患者が発生したことを連絡する。
- ③ 受診する医療機関を確認する。
・発生状況(別紙)を保健所・学事法制課へ報告する。
- ④ 学校全体の生徒の欠席状況と健康状態、濃厚接触者を把握する。

5 濃厚接触者への対応

濃厚接触者(家族等)には、出席停止(自宅待機)を指示する。
(出席停止期間の基準:感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする)
毎朝、自宅で健康観察・検温を実施し記録をする。
発熱等の症状がでた場合は、学校と最寄りの保健所に連絡をし、指定医療機関を受診する。

6 保護者

- ① 新型コロナウイルス感染症の症状がある、または感染の疑いがあることを説明する。
- ② 受診の準備(保険証持参・マスク着用)をして、できるだけ早めに来校してもらう。(最寄りの保健所への連絡)
不在の場合は、留守電などにメッセージを残す。

7 指定医療機関

指定医療機関を受診する。
・受診結果を学校へ連絡してもらう。

8 保健所 (Tel.44-7956)

- ① 発生または発生が疑われる場合には、学校と調整の上、確認検査を実施する。
- ② 学校に対し、患者の周囲において他に新型コロナウイルス感染症症状のある者がいないか確認を要請する。

学校

・接触者の健康調査
・生徒・職員の健康観察
・消毒

9 臨時休業等の措置決定までの流れ

- ・学校の設置者に対し、疫学検査及び調査の結果を連絡する。
- ・臨時休業等の措置(開始時期、対象生徒等)に関する相談に応じる。
- ・患者が発生すると、必要に応じて臨時休業を要請する。
- ・臨時休業の規模・期間については関係機関と協議のうえ決定する。

保健所

学校

学事法制課

10 感染または感染の疑いがある者への対応について

- (1) 上記の症状が見られる場合は自宅で休養または待機するよう指示する(出席停止)。<感染拡大防止>
- (2) 療養期間は原則として治癒するまでとする。

11 教職員に関すること

- (1) 教職員本人または家族が感染または感染の疑いがある場合、基本的な対応は上記の1~7を参考にすること。
- (2) 教職員本人または家族が感染または感染の疑いがある場合、学校に連絡し、自宅で休養または待機すること。
- (3) 勤務処理については、「特別有給休暇」扱いとする。